

あ

違反簡易広告物	法律に違反して設置されたはり紙、はり札、立看板など
N P O	法人格を持った民間非営利団体のことで、自発的に公益的な活動を行う。
屋外広告物条例	屋外広告物について、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法に基づき、必要な基準を定めた都道府県等の条例
屋上緑化	建築物の屋上部分に植栽を施すこと。
オープンカフェ	街路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストラン
オープンスペース	建物の無い一定の広がりのある場所

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的として、1か所あたり2, 500㎡を標準として設置する公園
河岸段丘	河川の中・下流域の流路に沿って発達する階段状の地形
緩衝緑地帯	一般的に、工場、コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するために設置される緑地帯
建築協定	住宅地や商店街などの環境や利便性を維持増進するため建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等について協定として定めるもの
公開空地	建築物の敷地内の空地または開放空間で、特に市街地環境の改善や都市の防災性・安全性などの向上を目的として、一般公衆が利用できる空地として日常一般に歩行者空間などとして開放されているもの
交通結節点	自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、駅前広場のように交通導線が集中的に結接する箇所

さ

サイン計画	目的地に安全かつ円滑に移動できるように、その情報伝達
-------	----------------------------

手段となる標識や案内板などの「サイン」を体系的に整備するため、配置計画やそのデザインの統一化を図るために定める計画

市街化区域・市街化調整区域	市街化区域及び市街化調整区域の区分は、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るために、都市計画法の中で創設された制度。市街化区域は既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域
市指定保存樹木	緑地の保全を図るため、保存樹木などとして市が指定する制度
住区基幹公園	主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の3種類がある。
修景	建築物や公共施設の形態、意匠、色彩を周囲のまちなみに調和させることをいう。
スカイライン	空を背景とした山や建物などの輪郭線
ストリートファニチャー	道路などに設置された電話ボックス、ベンチ、案内板など

た

地区計画制度	地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの手段として創設された都市計画の制度で、地区という小さな単位で「建物の高さ」や「建物用途の制限」、「敷地面積の最低限度」といった建物を建築する際のルールを詳細に定めることができ、地区の住環境の保全やその地区にふさわしいまちづくりの積極的な誘導を図ることができる。新座市では9地区（343ha）が指定されている。
地産地消	「地元生産―地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味
中核市	政令で指定する人口30万人以上の面積100km ² 以上の都市（人口50万人以上の都市には面積の条件はない）で、県内では川越市が中核市に指定されている。
土埃防止対策	冬場の休閒農地から発生する土埃を防止するため、土壌改良効果のある緑肥作物の作付けを推進するもの。観光都市にいざづくりアクションプランの施策の1つでもある。

電線共同溝	光ファイバー、電力線などをまとめて収容するために道路の地下に設ける構造物
伝統的建造物群保存地区	周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものについて、その地区全体を文化財保護法に基づき指定するもの
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地

は

発見の径（こみち）	市全体を丸ごと“屋根のない博物館”（フィールドミュージアム）として捉え、歩いて楽しい、発見にあふれた道（発見の径）として、そのネットワークづくりを展開するもので、観光都市にいざビジョンの施策の一つ
ファサード	建物の正面、外観
フラワーリメイク事業	公共施設の空間を活用し、季節折々の草花を年間ローテーションにより植栽する事業で、「新座市緑の基本計画」及び「観光都市にいざづくりアクションプラン」の施策の一つ
壁面緑化	建築物の壁面部分に植栽を施すこと。

ま

みどりの保全協定緑地	市内の雑木林を所有者とみどりの保全協定を締結し、身近に緑に親しめるように「市民憩いの森」として市民に開放しているもの
みどりのまちづくり基金	公有地化を図ることにより緑地を保全するために設置された基金
妙音沢特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地で、防災上の緩衝地帯となるようなもの、社寺仏閣などと一体的なもの、風致や景観、動植物の生息地となるようなもの等について、都市緑地法に基づき指定するもので、新座市では、妙音沢特別緑地保全地区（約3.3ha）がある。木竹の伐採や宅地の造成等により土地区画形質を変更するときは、市長の許可が必要となる。

や

- 屋敷林 北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林
- ユニバーサルデザイン 障がい者や高齢者、健常者の区別なしにすべての人が使いやすいように、製品・建物・環境などをデザインすること。

ら

- ランドマーク その土地の象徴となっているような建造物など
- 歴史的風土特別保存地区 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により、古都の歴史的風土を保存するために指定される区域で、さらに重要な地域は都市計画で「歴史的風土特別保存地区」に指定することができる。
- レジャー農園 市民の土に親しむ機会を提供し、広く農業を理解していただくことを目的に、農業振興協議会が設置し、管理している市民農園

わ

- ワークショップ 参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型会議の一つ

新座市景観づくりビジョン

策 定：平成20年3月

発 行：新座市

編 集：新座市都市計画部まちづくり計画課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111（代表）



新座市